

令和2年度 税制改正に伴う訂正

| 訂正箇所 | 本文 | 訂正文 解説 |
|-------------|---|---|
| P987 31行目 | ①不動産取引にかかわる消費税 税率は8%(消費税6.3%、地方消費税1.7%)(※4) | 税率は10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%) 解説:税率改定 |
| P988 9、14行目 | 課税仕入 ・建物の購入代金・建築請負代金 | ・建物の購入代金・建築請負代金(※5) (※5)令和2年10月1日以後の居住用賃貸建物の購入代金・建築請負代金にかかる消費税額については仕入税額控除を認めないこととなった。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には従前の取扱いになる。 解説:令和2年度税制改正 |
| P990 26行目 | a. 不動産譲渡に関する契約書 2020年3月31日までのもの | 2022(令和4)年3月31日までのもの 解説:2年延長 |
| P991 11行目 | b. 請負に関する契約書 2020年3月31日までのもの | 2022(令和4)年3月31日までのもの 解説:2年延長 |
| P1001 19行目 | 新築住宅の建物 (2020(平成32)年3月31日までに新築されたもの) | (2022(令和4)年3月31日までに新築されたもの) 解説:2年延長 |
| P1001 27行目 | 認定長期優良住宅の建物 2020(平成32)年3月31日までの間に新築され場合 | 2022(令和4)年3月31日までの間に新築され場合 解説:2年延長 |
| P1005 33行目 | ②特定事業用資産の買換特例 ① 既成市街地等内～外にある土地等 に買い換える場合(2020年12月31日 までの譲渡について適用) | ① 既成市街地等内～外にある土地等 に買い換える場合(※3) (※3)個人は2023(令和5)年12月31日 まで、法人は2023(令和5)年3月31日 までの譲渡について適用 解説:3年延長 |
| P1006 2、6行目 | ②特定事業用資産の買換特例 ② 過疎地域外にある土地等～過疎地域 にある土地等に買い換える場合 ③ 都市機能誘導区域外～都市機能誘導 区域内にある資産に買い換える場合 ④ 危険密集市街地内の土地等～都市計 画に基づく土地等に買い換える場合 | ② 過疎地域外にある土地建物等～過疎 地域にある土地建物等に買い換える場 合(※4) ③ 危険密集市街地内の土地建物等～都 市計画に基づく土地建物等に買い換 える場合(※4) (※4)2021(令和3)年3月31日までの 譲渡について適用 解説:②の3号買換え及び旧④の5号買 換え(改正前は6号)は1年延長、旧③ の4号買換えは、法人は令和2年3月31 日、個人は令和2年12月31日に廃止 |
| P1006 7行目 | ②特定事業用資産の買換特例 追加 | ④ 国内にある所有期間10年超の土地 建物等を譲渡し、国内にある土地建物 等 に買い換える場合(※5) (※5)2023(令和5)年3月31日までの 譲渡について適用 解説:6号買換えの特例(改正前は7号) |
| P1013 16行目 | ④小規模宅地等の特例 | ④小規模宅地等の特例(課税価格計算上 の特例) 解説:小規模宅地等の特例が課税価格の 計算の特例であることを補足 |
| P1014 6行目 | ④小規模宅地等の特例 特定居住用宅地 等 2020(平成32)年3月31日までの相続 については、経過措置あり | 2020(令和2)年3月31日までの相続に ついては、経過措置あり 解説:元号改正 |